

新潟市

北区

農業委員会だより

Kita Ward Agricultural Commission Public Information

第44号 8月 2021



**【農事組合法人
濁川生産組合】**

平成元年度に設立し、水稻栽培を中心斬園芸、餅加工にも取り組んでいます。

お米はコシヒカリをはじめ新助、こがねもち、こしいぶき、ゆきん子舞を栽培しています。

また、大玉トマト『にじりかわトマト』やミニティ・ミートマト、葉物野菜、里芋、スイートコーン等の栽培にも力を入れています。

夏季限定『阿賀の白雪餅』は販売から33年目を迎え、好評をいただいております。

これからも地域の農業を支え、安心・安全なおいしい作物をお届けできるよう頑張つてまいります。



(農)濁川生産組合
代表理事 田村 雄太郎

新潟市北区農業委員会 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

北区農業委員会では、農地制度の普及・定着と目に見える農業委員会活動を推進するため、農地等の利用の最適化（担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）に向けた目標及び活動計画を次のとおり策定しました。

I 農業委員会の状況（令和3年3月31日現在）

1 農家・農地等の概要

- 総農家数 1,719戸 自給的農家数 451戸
 販売農家数 1,268戸
 (内訳：主業農家数 407戸、準主業農家数 421戸、副業的農家数 440戸)
- 農業就業者数 2,098人（うち女性 959人、40代以下 113人）
- 担い手経営体 認定農業者 427、基本構想水準到達者 128、認定新規就農者 9、農業参入法人 15、集落営農経営 2
- 耕 地 面 積 田 28,400 ha 畑 4,610 ha 計 33,010 ha
- 経営耕地面積 田 3,822 ha 畑 387 ha (普通畠 364 ha、樹園地 23 ha) 計 4,209 ha
- 遊休農地面積 田 6.1 ha 畑 30.7 ha (普通畠 30.7 ha) 計 36.8 ha
- 農地台帳面積 田 4,329 ha 畑 1,010 ha 計 5,339 ha

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

- 農業委員数 定数 19人以内 実数 19人
 内訳：認定農業者数 11人、認定農業者に準ずる者 0人、女性 2人、40代以下 0人
 中立委員 1人
- 農地利用最適化推進委員 定数 25人以内 実数 19人 地区数 2

II 担い手への農地の利用集積・集約化

【現 状】 ● 管内の農地面積 4,209 ha ● 集積面積 2,643.7 ha ● 集積率 62.81%

【課 題】 農業従事者の高齢化等による離農により担い手農家の農地集積は着実に進んでおり、集積率は62.81%となっている。「人・農地プラン」及び農地中間管理事業を活用し、今後も認定農業者等の担い手の育成確保に取り組み、将来的に地域農業をどう維持するかが課題である。

【目 標】 集積面積 2,768 ha うち新規集積面積 125 ha

目標設定の考え方：新潟市農業基本構想の担い手への農地集積率 85%（令和4年度）
今年度の目標は前年度実績及び認定農業者等の経営面積を参考に設定。

【活動計画】 6月～10月：円滑な権利移動ができるよう農業委員会だよりを活用し、農地中間管理事業の周知を図る。

10月～2月：農業委員、農地利用最適化推進委員による地域の担い手への利用集積活動。

通 年：担い手に位置付けた「地域の中心となる経営体」への農地の集積・集約化を図るため、農地中間管理機構と連携した利用集積活動を行う。

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

- 【現 状】新規参入の状況 平成30年度新規参入者数 3 経営体
新規参入者取得面積 1.9 ha
- 令和元年度新規参入者数 2 経営体
新規参入者取得面積 11.3 ha
- 令和2年度新規参入者数 2 経営体
新規参入者取得面積 1.1 ha

【課 題】新規参入者の確保・育成のため、関係機関と連携した推進体制の整備や地域における就農希望者の受け入れ体制づくりが必要である。新規参入の際に、当初から農地の下限面積50アール以上を確保することや農業経営に必要な条件整備（経営資金・農業機械・農業技術等）が困難なことから、下限面積の確保などの支援と円滑な就農へのフォローアップが必要である。

【目 標】●参入目標数 2 経営体 ●参入目標面積 1.0 ha

【活動計画】隨時：窓口等における新規参入希望者への相談活動を行うとともに、農地情報を提供するほか関係機関と連携し、各種補助制度・融資制度・研修制度等に関する情報提供を行い、新規参入の促進を図る。

IV 遊休農地に関する措置

【現 状】●管内の農地面積 4,209 ha ●遊休農地面積 36.8 ha ●遊休率 0.87%

【課 題】農業従事者の高齢化や非農家が相続した農地の増加などにより、砂丘地帯の畠地を中心に遊休農地が点在している。水田地帯においても地域によっては今後担い手不足により、遊休農地の拡大が懸念されることから、農地パトロールを活用した遊休農地の未然防止対策を実施していく必要がある。

【目 標】遊休農地の解消面積 2.0 ha

目標設定の考え方：管内農地面積の1%以下を維持し、新潟市農業基本構想の目標年度（令和4年度）までに1/2の遊休農地減少を目指す。

【活動計画】7月：担当地区農業委員・農地利用最適化推進委員、事務局、農協等による農地パトロールの実施。

8～10月：事務局による確認調査の実施。

随時：遊休農地所有者等に対する利用意向調査の実施。

通常年：農業委員・農地利用最適化推進委員による担当地区の点検。

V 違反転用への適正な対応

【現 状】違反転用面積 1.3 ha

【課 題】新潟東港周辺を中心に輸出用中古車置場の違反転用があり、当事者が外国人であるため意思の疎通に困難を伴う。中古車置場としては転用可能地域であるが、他法令（都市計画法）の関連で許可できないため、関係部署と連携しての対応が必要である。

【活動計画】●違反転用の是正指導：違反転用者に対して違反転用の是正の意向、是正までのスケジュール等の聞き取りの実施。

●違反転用の発生防止に向けての取り組み

年2回（8月・3月）農業委員会だよりによる転用許可制度等の周知。

年2回（7月・11月）農地パトロールの実施。

農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します

「新潟市農業委員会（統合後）」の各委員を以下により募集します。

農業委員

- ▶ 業務 農地に係る許認可
農地利用の最適化の推進に係る業務
◇ 担い手への農地利用の集積・集約化
◇ 耕作放棄地の発生防止・解消
◇ 新規就農者の確保
毎月の会議（総会、部会等）及び現地調査等
- ▶ 募集人員 24人以内（全市合計）
- ▶ 対象 農業に関する知見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に関する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方
- ▶ 任期 令和4年4月1日～令和7年3月31日
- ▶ 報酬 43,000円以内（月額）

農地利用最適化推進委員

- ▶ 業務 担当地区において、農地利用の最適化の推進に係る業務
◇ 担い手への農地利用の集積・集約化
◇ 耕作放棄地の発生防止・解消
◇ 新規就農者の確保
毎月の会議（部会、委員会等）及び現地調査等
- ▶ 募集人員 25人以内（北区内） ※担当区域ごとに募集します。
- ▶ 対象 農業に関する知見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に関する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方
- ▶ 任期 委嘱の日（令和4年4月初旬）～令和7年3月31日
- ▶ 報酬 40,000円以内（月額）

応募方法 団体や個人からの推薦、自らの応募
※所定の様式を提出してください。詳しくは募集要項をご覧ください

募集期間 令和3年10月1日（金）～令和3年11月1日（月）

募集要項 募集期間内に新潟市北区農業委員会事務局、北区産業振興課で配布
新潟市のホームページからもダウンロードできます

お問い合わせ先 【農業委員の募集に関する】
新潟市農林水産部農林政策課 TEL 025-226-1764

【農地利用最適化推進委員の募集に関する】
新潟市北区農業委員会事務局 TEL 025-387-1585

農業委員会の統合について

新潟市では、区域を超えた農業者の皆様の耕作状況等にも対応できるよう、現在市内にある中央農業委員会を初めとする6つの農業委員会を、来年度に以下のとおり統合することを予定しています。

許可申請や証明発行などの事務手続きは、北区役所内の事務所でこれまでと同様に行うことができます。

1. 統合年月日 令和4年4月1日

2. 統合後の名称、取扱業務等

項目	統合前	統合後
名称	新潟市北区農業委員会 新潟市中央農業委員会 新潟市秋葉区農業委員会 新潟市南区農業委員会 新潟市西区農業委員会 新潟市西蒲区農業委員会	新潟市農業委員会
事務局事務所	新潟市北区農業委員会 事務局 新潟市中央農業委員会 事務局 新潟市秋葉区農業委員会 事務局 新潟市南区農業委員会 事務局 新潟市西区農業委員会 事務局 新潟市西蒲区農業委員会 事務局	新潟市農業委員会 北区事務所 新潟市農業委員会 中央事務所 新潟市農業委員会 秋葉区事務所 新潟市農業委員会 南区事務所 新潟市農業委員会 西区事務所 新潟市農業委員会 西蒲区事務所
取扱い業務	・農地法関係の許可申請、届出等 ・証明の発行等 ・農地の貸し借り等その他相談 ・農地パトロール等の委員会活動	業務項目は以前と変わらず受付可能 複数地区の農地も各区事務所で届出が可能になります

3. 統合に関するお問い合わせ先

新潟市北区農業委員会事務局 TEL 025-387-1585

新潟市農林水産部農林政策課 TEL 025-226-1764

前期農地パトロールを実施

北区農業委員会では、農地パトロール月間に合わせ7月に前期農地パトロールを実施しました。

農業委員・農地利用最適化推進委員及び農協等で北区管内の農地を7地区に分けて巡回し、現地調査を行いました。

農地パトロールの目的は、遊休農地の実態把握と発生防止・解消や農地の違反転用の発生防止等を図ることです。

この調査結果に基づいて、農地を適正に管理するよう指導を行いました。

また、11月には後期農地パトロールを実施します。

農地は大切な資源です。耕作放棄をせず適正な管理を行い、優良な農地を守っていきましょう。



老後の備えに 農業者年金に加入しよう

新しい農業者年金制度は農業者の老後生活の安定と福祉の向上に加え、保険料助成を通じて担い手を確保するという目的を合わせ持つ政策年金です。

60歳未満の国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する者であれば誰でも加入できます。農地を持たない農業者や家族従事者も加入できます。

●将來受給する年金を自ら積み立て的方式です。

●条件により保険料に国庫助成があります。

(保険料は月額最低2万円から)

※詳しくは北区農業委員会事務局へ
☎ (387) 1585

◆編集後記◆

コロナ禍の中になり、早一年が経ちました。

未だに収束の気配が見えていません。ワクチンが行き渡り、早く通常の生活に戻つてほしいものです。

皆様におかれましては、一年で最も忙しい春作業の最中かと思いますが、その中でも健康に留意されることを願います。

なお、北区農業委員会としての農業委員会だよりは本年度が最終となります。最後まで何卒ご協力をお願い致します。

(編集委員　此村 和也)

総会開催日

8月31日(火)、9月30日(木)、10月29日(金)

*傍聴者の定員は5名

農地の貸付・売買等の締め切り日

●農地法第3条・4条・5条関係

8月11日(水)、9月8日(水)、10月11日(月)、11月9日(火)
*毎月受付、各月10日頃が締め切り日です。

●農業経営基盤強化促進法関係 利用権の設定(賃貸借)

令和4年作付分
8月25日(水)、9月24日(金)、10月25日(月)

*利用権設定のほか売買・交換の受付は8月から3月まで。
各月25日頃が締め切り日です。